

2016 年版 オープンセサミシリーズ 管理栄養士 完全合格教本【下巻】

正誤表

上記教材におきまして誤りがございましたので、ご報告させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

<該当箇所>

p.59 〈感染症法の対象となる感染症の定義・類型〉の表中

- 感染症類型の感染症名等〔2 類感染症〕に中東呼吸器症候群(MERS)を追加
- 感染症類型の感染症名等〔4 類感染症〕 下から 3 行目
鳥インフルエンザ(H5N1を除く) → 鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)
- 指定感染症の感染症名等

「※平成 26 年 7 月より中東呼吸器症候群を指定」の記述を削除

p.94 学校における感染症罹患者の出席停止基準の表中

第一種に中東呼吸器症候群(MERS)を追加

p.217 上(植物性食中毒)の表中 ハシリドコロの有毒成分

アストロピン → アトロピン

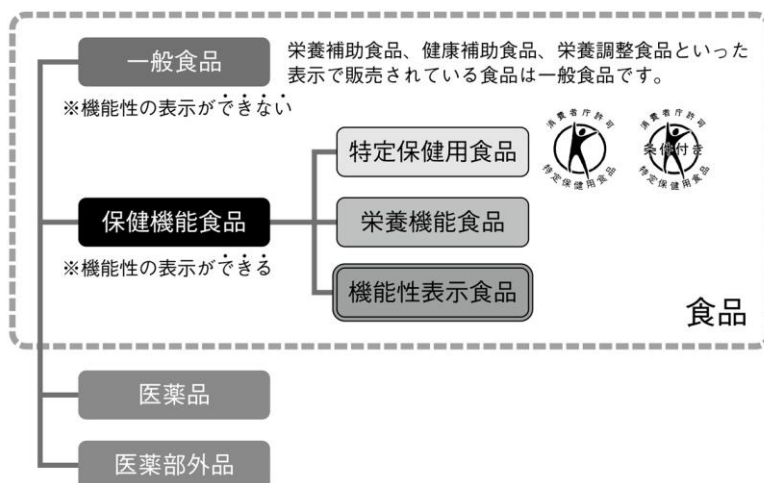
p.235 ① 期限表示 2 行目

「容器包装の面積が 30cm² 以下のものや、」の記述を削除

p.237 ④ アレルギー表示 表の上段(特定原材料 7 品目)

ソバ、そば と 2 つあるので、1 つを削除

p.240 下の医薬品、保健機能食品、その他の食品の分類の図を以下に差替え



p.241 上の保健機能食品に表示すべき事項の表を以下に差替え

保健機能食品に表示すべき事項		
特定保健用食品	栄養機能食品	機能性表示食品
①特定保健用食品である旨 ②許可等を受けた表示の内容 ③栄養成分（関与成分を含む）の量及び熱量 ④1日当たりの摂取目安量 ⑤摂取の方法 ⑥摂取する上での注意事項 ⑦バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言 ⑧関与成分について栄養素等表示基準値が示されているものにあつては、1日当たりの摂取目安量に含まれる当該関与成分の栄養素等表示基準値に対する割合 ⑨調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項	①栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称 ②栄養成分の機能 ③1日当たりの摂取目安量 ④摂取の方法 ⑤摂取をする上での注意事項 ⑥バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言 ⑦消費者庁長官の個別審査を受けたものではない旨 ⑧1日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行っている栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合 ⑨栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言 ⑩調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては、当該注意事項 ⑪特定の対象者に対し注意を必要とするものにあつては、当該注意事項	①機能性表示食品である旨 ②科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性 ③栄養成分の量及び熱量 ④1日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量 ⑤1日当たりの摂取目安量 ⑥届出番号 ⑦食品関連事業者の連絡先 ⑧機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨 ⑨摂取の方法 ⑩摂取する上での注意事項 ⑪バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言 ⑫調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項 ⑬疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨 ⑭疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む）及び授乳婦に対し訴求したものではない旨 ⑮疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨 ⑯体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨

p.244 下から2行目

健康増進法に規定される… → 食品表示法に規定される…

p.249 下の練習問題 解説(3)

ビタミン 12 種類、ミネラル 5 種類 → ビタミン 13 種類、ミネラル 6 種類、n-3 系脂肪酸

p.437 下から2行目

加重平均栄養所要量表 → 荷重平均栄養所要量表